

「委嘱運営事務員」募集要項

1) 「委嘱運営事務員」とは

委嘱運営事務員とは、外部研修実施マニュアルに基づき、研修を確実に実施・運営を行う方です。

委嘱運営事務員は、団体・企業からの推薦により、研修実施を行う日本薬業研修センターに「運営事務員」として登録され、日本薬業研修センターから研修の事務運営管理者として派遣され、運営を行う方です。

2) 応募資格

委嘱運営事務員の応募資格は、次の通りとします。

団体・企業に勤務している方で、当該団体・企業等、代表者が推薦する方。

※当該団体・企業等、代表者の「推薦・承諾書」が必要になります。

3) 「委嘱運営事務員」応募方法

次の別紙様式－1、2、3に必要事項をご記入頂き（一部押印）、以下の送付先に郵送して下さい。

- ・別紙様式－1「委嘱運営事務員」になるための登録申込書
- ・別紙様式－2「委嘱運営事務員」推薦・承諾書
- ・別紙様式－3「委嘱運営事務員」誓約書

4) 「委嘱運営事務員」登録後

委嘱運営事務員には、日本薬業研修センター理事長より委嘱状が交付されます。

5) その他

- ①登録については、委任監査員と兼任することは可能です。当該団体・企業の外部企画研修においては、兼任することはできません。
- ②また、研修の受講者は、委嘱運営事務員と兼任することはできません。
- ③日本医薬品登録販売者協会本部、および他の団体・企業の申請された研修実施のため、委嘱運営事務員の要請があった場合、運営事務員を依頼させていただきます。業務に支障をきたさない範囲で、ご協力頂きますよう、お願い申し上げます。謝礼を別途お支払いします。

送付先 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階
一般社団法人 日本薬業研修センター 「委嘱運営事務員」登録係宛て
TEL : 045-470-6640 FAX : 045-474-4709

(別紙様式-1)

一般社団法人日本薬業研修センター「委嘱運営事務員」登録申込書

貴社名			
代表者名			
窓口担当者名		部署・役職名	
住所			
電話番号		FAX番号	
Eメール			

よろしければ、複数の方のご推薦をお願いします

(該当する項目に○印や、必要事項をご記入ください)

氏名	フリガナ		性別	男 ・ 女
部署・役職名			生年月日	19 年 月 日
電話番号	会社		携帯	
Eメール	PC		携帯	
稼働可能エリア (都道府県名)			貴社での 勤務年数	年
氏名	フリガナ		性別	男 ・ 女
部署・役職名			生年月日	19 年 月 日
電話番号	会社		携帯	
Eメール	PC		携帯	
稼働可能エリア (都道府県名)			貴社での 勤務年数	年

一般社団法人日本薬業研修センター

横浜事務処理センター／人材育成センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL 045-474-6640 FAX 045-474-4709 E-mail info-n@nittokyo.jp <http://www.nittokyo.jp>

(別紙様式-2)

日本薬業研修センター
「委嘱運営事務員」推薦・承諾書

年 月 日

一般社団法人

日本薬業研修センター理事長 殿

薬局開設者又は医薬品の販売業者

(団体)名 _____

代表者氏名 _____ 印

私は、当社の _____ を、「薬機法」
及び同法の規定に伴う、「薬局並びに店舗販売業及び配
置販売業の業務を行う体制を定める省令」に基づく、
登録販売者の資質向上に関する外部研修の「委嘱運営事務員」
として推薦し、一般社団法人日本薬業研修センターに登録
することを承諾します。

日本薬業研修センター
「委嘱運営事務員」誓約書

年 月 日

一般社団法人

日本薬業研修センター理事長 殿

薬局開設者又は医薬品の販売業者

(団体) 名 _____

氏 名 _____ 印

私こと、_____は、以下の件について偽りないことを、ここに誓います。

1. 私は、薬機法と、同法に基づく「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」に定める登録販売者研修の実施を遵守します。
2. 私は、薬機法に定める登録販売者制度をよく理解し、登録販売者の資質向上研修の円滑な運営のために、運営事務員として真摯に取り組みます。
3. 私は、事前に登録販売者資質向上研修の『運営事務員マニュアル』によく目を通し、研修が同マニュアルに基づき、服装、言動、講義の運営等を行います。
4. 私は、研修中、研修進行・運営内容に直接関わらないこと等についての発言を一切行いません。
5. 私は、運営事務員に登録中、当研修センターが、今後、運営事務員に関する新たな取り決めが行われた場合も、その後の取り決めに従います。

－記－

○上記の誓約内容に違反した場合の処遇は次の通りとする。

- ①正しく研修の実施・運営を行わなかった研修をすべて無効とする。
- ②違反した氏名と所属を公表する。
- ③その他、日本薬業研修センターの定める処遇に従う。